

## 介護保険施設等連携往診加算に係る掲示

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること 及び 介護協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。

### 【対象施設】

- 特別養護老人ホーム ゆうとぴあ

2025年4月1日